6290　［(アクリル酸・アクリロニトリル・ブタ－１，３－ジエン・２，４－ジフェニル－４－メチルペンタ－１－エン・２－エチルヘキサン－１－イル＝アクリラート・２－ヒドロキシエチル＝アクリラート・メタクリル酸・２－メチリデンコハク酸・メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物）のtert－ドデカンチオール又はクメン又はイソプロペニルベンゼン部分末端付加物］のカリウム及びナトリウム部分混合塩（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－2956

6291　ブタン－１－イル＝アクリラート・（２－クロロエトキシ）エテン・２－メトキシエチル＝アクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－2957

6292　２－エチルヘキサン－１－イル＝アクリラート・シクロヘキサン－１－イル＝メタクリラート・イソブチル＝メタクリラート・メタクリル酸・｛オキシラン－２－イルメチル＝メタクリラートの［脂肪酸（$C_{15\sim17}H_{29\sim33}$）］付加物｝・スチレン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）　(6)－2958

6293　３－（２*H*－１，２，３－ベンゾトリアゾール－２－イル）－４－ヒドロキシフェネチル＝メタクリラート・２－（{［(ブタン－２－イリデンアミノ）オキシ］カルボニル}アミノ）エチル＝メタクリラート・ドデカン－１－イル＝メタクリラート・ヘキサデカン－１－イル＝メタクリラート・オクタデカン－１－イル＝メタクリラート・テトラデカン－１－イル＝メタクリラート・トリデカン－１－イル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－2959

6294　*α*－アクリロイル－*ω*－ヒドロキシポリ（ｎ＝２を主成分とする）［オキシ（１－オキソヘキサン－１，６－ジイル）］・シクロヘキサン－１－イル＝メタクリラート・２－（*N*，*N*－ジメチルアミノ）エチル＝メタクリラート・２－エチルヘキサン－１－イル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－2960

6295　ビシクロ［２．２．１］ヘプタ－２－エン・テトラシクロ［６．２．１．$1^{3,6}$．$0^{2,7}$］ドデカ－４－エン・トリシクロ［５．２．１．$0^{2,6}$］デカ－３，８－ジエン共重合物の水素付加物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－2961

6296　ビス（３－{［６－（３－ヒドロキシフェノキシ）－６－オキソヘキサノイル］オキシ}フェニル）＝アジパート、ビス（３－ヒドロキシフェニル）＝アジパート及び６，６′－ビス（３－ヒドロキシフェニル）＝１，１′－（１，３－フェニレン）＝ジアジパートの混合物　(3)－4624

6297　３，６－ジオキサオクタン－１，８－ジイル＝ビス（２－エチルヘキサノアート）、３，６－ジオキサオクタン－１，８－ジイル＝ベンゾアート＝（２－エチルヘキサノアート）及び３，６－ジオキサオクタン－１，８－ジイル＝ジベンゾアートの混合物　(3)－4625

6298　（*S*）－（１－カルバモイルプロピル）アンモニウム＝クロリド　(2)－4108

6299　イソブチル＝メタクリラート・シクロヘキサン－１－イル＝メタクリラート・ドデカン－１－イル＝メタクリラート・２－エチルヘキサン－１－イル＝メタクリラート・２－（*N*，*N*－ジメチルアミノ）エチル＝メタクリラート・スチレン・テトラデカン－１－イル＝メタクリラート共重合物（水及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）　(6)－2962

○経済産業省告示第百七十五号

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年通商産業省・厚生省・運輸省令第四号）第一条の規定に基づき、工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十三年経済産業省告示第二十六号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

経済産業大臣　海江田万里

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分以上の試験方法であって重要な部分において異ならないものとして経済産業大臣が定める区分は、別表の試験方法の区分の欄（イ）ごとに、それぞれ、同表の日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）に規定する試験方法の区分の欄（ロ）に掲げる試験方法とする。

別表

試験方法の区分(イ)	ＪＩＳに規定する試験方法(ロ)
レディーミクストコンクリート試験	ＪＩＳ　A1101 ＪＩＳ　A1118 ＪＩＳ　A1128 ＪＩＳ　A1150
骨材試験	ＪＩＳ　A1102 ＪＩＳ　A1103 ＪＩＳ　A1104 ＪＩＳ　A1105 ＪＩＳ　A1109 ＪＩＳ　A1110 ＪＩＳ　A1116 ＪＩＳ　A1121 ＪＩＳ　A1122 ＪＩＳ　A1126 ＪＩＳ　A1134 ＪＩＳ　A1135 ＪＩＳ　A1137 ＪＩＳ　A1141 ＪＩＳ　A1143 ＪＩＳ　A1145 ＪＩＳ　A1146 ＪＩＳ　A1205 ＪＩＳ　A5002 ＪＩＳ　A5011－１ ＪＩＳ　A5011－２ ＪＩＳ　A5011－３ ＪＩＳ　A5011－４ ＪＩＳ　A5015 ＪＩＳ　A5308
コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	ＪＩＳ　A1106 ＪＩＳ　A1108 ＪＩＳ　A1149 ＪＩＳ　A5003